

瀬戸市地域公共交通会議傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、10名の先着順とする。ただし、議長は会議開催会場（以下「会場」という。）の都合により定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会場に入ることができない。また、これらの所持を申告せず入場した者に対しては、議長が退場を命じることができる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 議長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、議長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会場から退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者が、この要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、議長は、その者に対して会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。